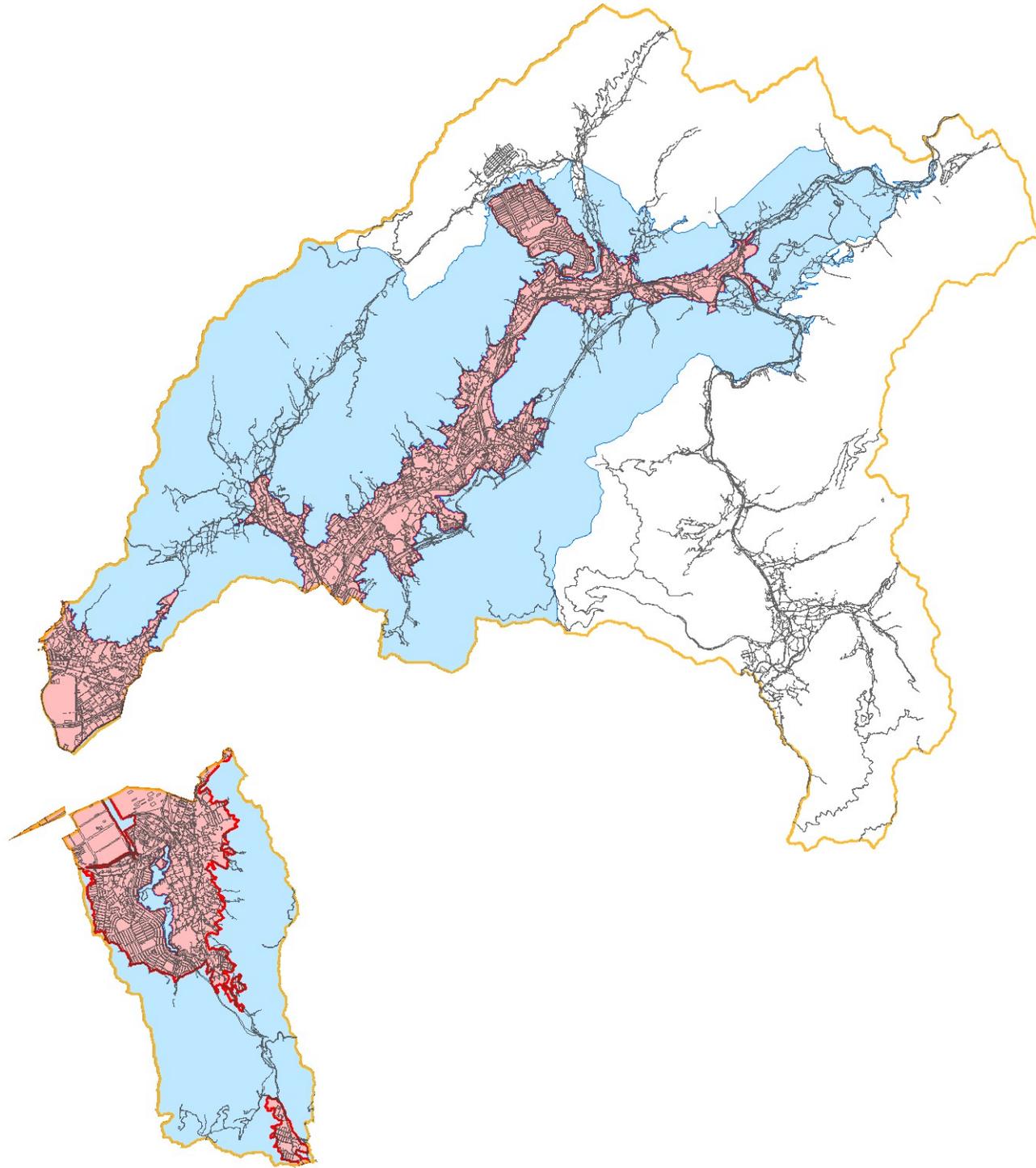


# 仕 様 書

- 1 業 務 名 安芸区内路上障害物等処理業務（単価契約）
- 2 履 行 場 所 安芸区内一円
- 3 履 行 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
  
- 4 委託業務の指示
  - (1) 本業務の指示は、履行場所を記載した指示書により、指示するものとし、指示を受けた場合においては、直ちに委託業務を実施しなければならない。
  - (2) 本業務は、安芸区における市街化区域内的の障害物等の処理を指示するものである。
  - (3) ただし、市街化区域外における、安芸区維持管理課所管の路上障害物等については、指示のもと委託業務を実施するものとする。
  
- 5 その他
  - (1) 本業務に従事する従業員及び現場責任者をあらかじめ所定の様式により報告すること。従業員及び現場責任者に変更があったときも同様とする。
  - (2) 作業にあたっては、諸交通の安全に注意するとともに、環境保全に十分留意して行うこと。
  - (3) 受注者は、前記4(1)の指示があった場合、直ちに現場へ行き、当該障害物の状況を確認すること。
  - (4) 当該障害物が諸交通の安全に影響を及ぼすと思われる場合は、受注者自身が排出事業者となって、当該障害物を処理（撤去・処分）すること。
  - (5) 撤去した障害物の処分については、広島市環境局中工場（中区南吉島一丁目5番1号）を見込んでいる。処分に係る費用は、受注者の負担とする。
  - (6) 予定総額は、見込数量に契約単価を乗じて得た額であり、契約締結後の支払金額を保障するものではない。
  - (7) 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。



0 0.5 1 2 3 km

A scale bar with markings for 0, 0.5, 1, 2, and 3 km.